

「福岡市で発生した児童虐待事件」  
検 証 結 果 報 告 書

平成22年9月

熊本県社会福祉審議会  
児童福祉専門分科会審査部会

## はじめに

平成 22 年 4 月 11 日に福岡県福岡市において、3 歳 5 か月の女児（以下「本児」とい。）が実母によりテーブルの上から突き落とされるなどの暴行を受け、意識不明の重体となり、翌 12 日に実母が暴行容疑（後に、逮捕監禁容疑と傷害容疑が加わる）で逮捕されるという事件が発生した。

本児は、熊本県中央児童相談所が同年 1 月 8 日まで県内の児童養護施設に入所措置しており、熊本県では、このことを重く受け止め、二度とこのような事件が起きないよう、平成 20 年 4 月に児童虐待による死亡事例等の検証組織として位置づけられた「熊本県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会」において、本事例の検証を行うこととした。この報告書は、検証組織において検証した関係機関における対応や今後取り組むべき課題等について取りまとめたものであり、今後の市町村や県、各関係機関における事例の再発防止や児童虐待の未然防止に役立つことを願うものである。

## 目 次

1 本事例の検証について .....	1
(1) 検証組織設置の経緯と目的 .....	1
(2) 検証の方法 .....	1
2 事例の概要について .....	2
(1) 事件の概要 .....	2
(2) 家族構成 .....	2
(3) ケースワークの経過概要 .....	3
3 事例における問題点・課題 .....	4
(1) 措置解除、ケース終結に至った経緯等について .....	4
(2) 措置解除に当たっての引継ぎ等について .....	5
(3) 家庭復帰後の見守りのあり方等について .....	5
(4) その他 .....	5
4 事例から得られた今後の取組への提言 .....	6
(1) 措置解除、ケース終結に至った経緯等について .....	6
(2) 措置解除に当たっての引継ぎ等について .....	6
(3) 家庭復帰後の見守りのあり方等について .....	7
(4) その他 .....	7
5 おわりに .....	9
○ 検証組織の委員名簿 .....	10
○ 検証組織の開催経過 .....	10
○ 参考資料 .....	11

## 1 本事例の検証について

### (1) 検証組織設置の経緯と目的

ア 平成 20 年 4 月 1 日から施行された改正児童虐待防止法に、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、国・地方公共団体における分析の責務が規定されたことから、本県では、従来から設置していた「熊本県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会」（以下「審査部会」という。）を死亡事例等の検証組織として位置づけた。

イ 平成 22 年 4 月 11 日に、福岡市で発生した児童虐待が疑われる暴行事件（以下「事件」という。）は、熊本県中央児童相談所（以下「中央児相」という。）が今年 1 月まで援助していたケースであったことから、検証を行うこととした。

ウ 本審査部会では、中央児相の本事例に対する社会調査、家族への支援・指導、施設との連携、家庭復帰の判断、福岡市こども総合相談センター（以下「福岡市児相」という。）への引継等、一連のケースワークのどこに問題があったのかなどの検証を行ったが、今回のような痛ましい事件等の再発防止と児童虐待の未然防止を目的としたものであり、特定の組織や個人の責任を追及するものではない。

### (2) 検証の方法

#### ア 関係機関からの情報収集等

事件の認知後、直ちに中央児相において、情報収集や関係者からの聞き取り等を行うとともに、事実経過や対応状況などについての内部検証が行われた。

#### イ 審査部会での検証

本審査部会では、関係機関からの情報収集等に基づき作成された資料により、事例を検証・分析し、原因や課題の把握と再発防止に向けた今後の方策について検討を行い、報告書を取りまとめた。

なお、検証の対象期間については、家庭復帰の申し出（平成 21 年 6 月頃）から、ケース終結（平成 22 年 1 月 21 日）までとした。

## 2 事例の概要について

### (1) 事件の概要

福岡県福岡市に住む実母（27歳）が、4月11日（日）午後10時10分頃、自宅マンションの和室でテーブル（高さ約35cm）の上に立っていた本児の背中を突き飛ばして床に落とした後、「娘が呼吸をしておらず、意識がない」と119番通報した。

救急隊員が駆けつけた時、実母は本児を抱いて玄関ドアの前に立っていたが、本児は口元から出血し心肺停止の状態だった。

さらに、本児の全身には皮下出血の跡があり、手足に火傷の跡もあったことから、救急隊員が虐待の疑いがあるとして110番通報した。

翌12日（月）、博多警察署は、暴行容疑で実母を逮捕した。また、4月17日（土）には、継父（31歳）もお漏らしをするとの理由で本児を縛り浴室に約6時間半閉じこめたとして、逮捕監禁容疑で逮捕した。

また、実母を5月6日（木）には同じく逮捕監禁容疑で、6月3日（木）にはライターを押し当てるなどして本児にやけどを負わせたとして、傷害容疑で再逮捕した。

### (2) 家族構成（同居している家族のみで、年齢は平成22年4月11日現在）

続柄	年齢	備考（事件当時）
継父	31歳	飲食店運営会社勤務（店長） ・ 4月17日、逮捕監禁容疑で逮捕
実母	27歳	無職 ・ 4月12日、暴行容疑で逮捕 ・ 5月6日、逮捕監禁容疑で再逮捕 ・ 6月3日、傷害容疑で再逮捕
長女	7歳	小学校2年生 ・ 福岡市児相で一時保護
本児	3歳	保育園や幼稚園への通園歴なし ・ 大学病院集中治療室に入院（意識不明、人工呼吸器装着）

※ 逮捕監禁罪に問われた継父は、平成22年6月29日に、懲役2年、執行猶予3年の有罪判決となり、その後刑が確定した。実母については、刑事事件が公判中である。

### (3) ケースワークの経過概要

- |                    |   |
|--------------------|---|
| ・平成 18 年 10 月 12 日 | 妊娠 9 ヶ月で養護相談のため来所。                            |
| ・平成 18 年 12 月 22 日 | 本児出産後に養護相談のため再来所、施設入所を希望。                     |
| ・平成 18 年 12 月 26 日 | 受理会議で種別を虐待（ネグレクト）に変更。                         |
| ・平成 18 年 12 月 28 日 | 長女を一時保護、本児を乳児院へ措置。                            |
| ・平成 19 年 2 月 1 日   | 長女を児童養護施設へ措置。                                 |
| ・平成 20 年 12 月 1 日  | 本児を長女と同じ児童養護施設へ措置変更。                          |
| ・平成 21 年 6 月 8 日   | 実母から再婚相手と福岡市に住んでいるとの連絡。                       |
| ・平成 21 年 6 月 22 日  | 施設にて実母と面談。生活状況や再婚相手のことを確認し、家庭復帰に向けての話し合いを行った。 |
| ・平成 21 年 7 月～11 月  | 親子の関係づくりのための外泊を 7 回実施。この間に身体的虐待はなかった。         |
| ・平成 21 年 12 月 12 日 | 施設にて実母、継父と面談。冬休みの外泊を決定。                       |
| ・平成 21 年 12 月 24 日 | 福岡市の自宅にて外泊開始。                                 |
| ・平成 21 年 12 月 25 日 | 福岡市児相へ家庭訪問を依頼。                                |
| ・平成 22 年 1 月 5 日   | 福岡市児相による家庭訪問。                                 |
| ・平成 22 年 1 月 6 日   | 福岡市児相から家庭訪問の結果は良好との連絡。                        |
| ・平成 22 年 1 月 8 日   | 援助方針会議で家庭引き取りによる措置解除を決定。                      |
| ・平成 22 年 1 月 21 日  | 終結として処理。                                      |

### 3 事例における問題点・課題（審査部会の委員意見の概要）

今回の事例は、実母からの家庭引き取りの強い希望を受け、親子の関係づくりのため外出や外泊を重ねてきた経緯等を踏まえて、措置解除の判断を行ったケースであった。

結果として事件の発生に至ったことの反省を踏まえ、次のとおり、問題点・課題の整理を行った。

#### （1）措置解除、ケース終結に至った経緯等について

- ① 本児は長女ほど母子関係が築かれておらず、排泄も自立していなかったことなどを考慮すると、本児と長女を同時に家庭復帰させるのではなく、家庭復帰の時期を個別的に判断することを考えても良かったのではないか。
- ② 本児及び長女の家庭復帰の時期は、実母が将来への希望を持ちながら生活した時期である反面、転居、再婚、子どもの引取等と生活環境が一変し、負担も大きかった時期であることを考えると、実母の生活が安定してからの家庭復帰の決定とそれに応じた復帰プログラムの適用を考慮すべきであったのではないか。
- ③ 生後直後から施設入所している児童を家庭復帰させるには、児童と実母の関係づくりのために相当の期間と労力が必要である。そのため、措置解除の判断に当たっては、実母が育児ストレスに対処できるかという視点でのより慎重なアセスメントが必要であったのではないか。
- ④ 事件発生後の聞き取り調査で、本児が入所していた児童養護施設は、本児の心理的な問題などに気付いており、早期の家庭復帰には懸念を抱いていたことが判明したことから、当時、児童養護施設の意向が児童相談所に十分に繋がらないまま、措置解除に至ったのではないか。
- ⑤ 本事例の場合、当初、実母が養護相談で自主的に児童相談所に来所していること、ネグレクトであり身体的な虐待がなかったことから、リスク認識が不十分であったのではないか。また、実母の心身の状態把握や低年齢での育児放棄に対するリスク認識が不十分であったのではないか。
- ⑥ 本事例では、ステップファミリーや転居の事例であることに対するリスク認識が不十分であったのではないか。
- ⑦ 本児たちの家庭復帰を進める中で、実母の言葉のみを信用しすぎてしまい、裏付けとなる事実把握が十分ではなかったのではないか。
- ⑧ 家庭復帰に向けた判断の基礎の一つとなる家庭復帰支援アセスメントシートについて、幾つかの項目で弱さが認められた。本ケースは、実母や関係者が家庭復帰に向け努力を重ねているとの状況があったとはいえ、アセスメントは、より厳格に行う必要があったのではないか。

## (2) 措置解除に当たっての引継ぎ等について

- ① ケースが終結した場合の転居に伴う情報提供については、全国児童相談所長会における申し合わせ（平成 19 年 7 月 12 日付け 19 全児相第 7 号通知）において、情報提供の様式や方法が取り決められているが、本事例では、一時帰宅時にケース記録票等を添付した文書による家庭訪問調査の依頼は行っていたものの、その後の文書による情報提供（引継ぎ）を行っていなかった。
- ② 中央児相は、福岡市児相の地区担当による家庭訪問調査が行われたことで、この家族と地区担当との関係づくりができたと判断し、本事例は福岡市児相へ繋がったものとして安易に処理してしまったのではないか。
- ③ 平成 21 年度には本事例を含め 4 件の転居事例が発生し、本事例以外の 3 件は文書による引継ぎが適切に行われていた。  
しかし、組織として、文書による引継ぎが行われたかどうかの把握及び確認を行う仕組みになっていなかつたため、本事例のような誤りが生起するに至ったのではないか。

## (3) 家庭復帰後の見守りのあり方等について

- ① 家庭復帰後の保護者援助については、「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」（平成 20 年 3 月 14 日付け雇児総発第 0314001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）において、少なくとも 6 か月間程度は児童福祉司指導措置等又は継続指導を探ることとされているが、福岡市児相への文書による引継ぎが行われなかつたことが一つの要因となり、その後の見守りが実施されなかつたのではないか。
- ② 本事例の場合、ネグレクトであり身体的な虐待がなかつたこと等から、家庭復帰後の見守りに係る必要性への認識が十分ではなかつたのではないか。
- ③ 本児は当初、家庭復帰後に幼稚園に入園する予定であったが、実際には入園していなかつた。仮に、本児が幼稚園に入園していれば、実母の負担が軽減され、虐待にまで至らなかつた可能性がある。保育機関との連携を視野に入れた見守り体制も必要であったのではないか。

## (4) その他

- ① 本事例では、実母は市町村や児童相談所が子育ての相談窓口であることを知っており、福岡市児相の地区担当が家庭訪問の際に、何かあれば担当者に相談するよう伝えているにもかかわらず、どこにも子育ての悩みを相談することなく孤立したまま事件に至っているのではないか。
- ② 児童虐待については、社会情勢の変化を背景として、相談件数が年々増加とともに、その様態も複雑・多様化する傾向にあり、中央児相における現体制ではきめ細やかな対応を損なう懸念があるのではないか。

#### 4 事例から得られた今後の取組への提言

「3 事例における問題点・課題」を踏まえ、対応が必要な事項の整理を行った。

##### (1) 措置解除、ケース終結に至った経緯等について

###### ① 措置解除、家庭復帰に当たっての適切な判断

今回の事例を踏まえ、ケースの措置解除、家庭復帰の判断に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- きょうだい事例の場合、親子関係や各々の児童の心理発達等の状況が異なることを考慮し、同時期の家庭復帰を前提とせず、個別的な判断が必要であろう。
- ケースの理解と処遇には、保護者等からの説明など主観的な情報のみに頼らず、親自身の生育歴や家族関係、生活歴、職業歴、妊娠出産の経過、心身の状態、親子関係、児の発達経過、心理発達状況等の多面的な調査による検討が必要であろう。
- 低年齢児の育児放棄、ステップファミリーや転居による環境の変化等については、ケースによって後に親子関係が問題化する危険性もあることを認識し、一時的な状況の好転にとらわれず、十分な期間の家庭復帰プログラムの設定と実行が必要であろう。

###### ② 児童養護施設、乳児院等との情報交換と連携

児童養護施設、乳児院等の施設は、児童の長期間にわたる生活の場であり、保護者の面会などを通じて児童相談所以上に児童や家庭の状況を把握していることを考慮し、措置解除等の施設入所児童の処遇を決定する場合は、最も身近な施設の担当者の意見を尊重するとともに、日頃から相互に意見が伝えやすい関係づくりに努める必要がある。

また、現在、施設では自主的に家庭引取後の見守りを行っているが、虐待の再発防止の観点から、この取組を制度として検討することも必要であろう。

###### ③ 家庭復帰支援アセスメントの厳格な評価

家庭復帰支援アセスメントシートは、児童の家庭復帰の判断に当たっての重要な資料であり、常日頃からアセスメント技術や知識の習得に努める必要があろう。

また、家庭復帰支援アセスメントは、複数の職員が評価事実の確認を行うなど、複眼的に点検して評価・判断していくことが肝要である。

##### (2) 措置解除に当たっての引継ぎ等について

###### ① 転居事例の文書による引継ぎの徹底

今回の事例では、福岡市児相へ家庭訪問調査の依頼（援助指針票、ケース記録票や児童記録票等を添付）を行い、福岡市児相による調査が行われたことで実質的に繋がったと判断し、文書による情報提供は行われなかった。

文書による情報提供が無い場合、転居先の児童相談所は最終的にケースが終結したのかどうかの判断ができず、その後適切な支援が行われにくい場合も考えられる。

文書による情報提供は、全国児童相談所長会における申し合わせに明記されている事項であり、今後、事例の内容如何を問わず全ての事例について行うことが重要である。このため、児童相談マニュアルへの記載による徹底や、援助方針会議の資料に文書による引継ぎの確認欄を設けるなど、漏れが無いようにする工夫も必要であろう。

### (3) 家庭復帰後の見守りのあり方等について

#### ① 家庭復帰後の見守り体制の充実

現在、ケースが終結し転居した場合は、転居先の児童相談所に情報提供が行われている。しかし、情報提供が行われず、新たに生じた育児ストレスについて保護者が援助を求めなかつた場合は、児童相談所としても把握することは困難である。

このような状況を防止する観点から、転居先の児童相談所への情報提供と併せて、保健福祉センターや地域の民生・児童委員などの地域の子育て援助機関や保育所・幼稚園など保育機関へ繋がるシステムについても検討する必要があろう。

#### ② 繼続援助の重要性の再認識

児童虐待の発生要因は、必ずしも単独ではなく、様々な要因が複合的に関与している。一時的に状況が好転した場合、将来の変化に対する虐待リスクを楽観視する傾向にあるが、本事例のように育児放棄の履歴があり、乳児期からの子育てを経験していない母親が子どもを引き取った場合は、常に育児ストレスが高い家庭と捉えるべきである。

本事例では継続援助に対する認識の弱さもあり、その後の援助が実施されなかつた。今後は継続援助の重要性を改めて再認識し、全ての家庭復帰の事案で継続援助を実施していく必要がある。

### (4) その他

#### ① 子育て相談窓口の充実

本事例のように子育てに悩みながら児童虐待を行ってしまった保護者は、子どもを奪われるという懸念や相談に対する心理的な抵抗感から、児童相談所への相談を敬遠する傾向にある。

近年、児童相談所は虐待対応の専門機関であるというイメージが強く相談しづらい面があることから、一般の子育て中の保護者も躊躇なく子育ての相談ができる窓口のあり方についても検討の必要がある。

#### ② 児童相談所の児童虐待対応体制の強化

本県の児童相談所が受け付けた児童虐待相談件数は、年々増加傾向で推移し、その様態も複雑・多様化しており、児童相談所における虐待対応の更なる強化が求められている。

児童虐待に迅速・的確に対応するためには、職員に一定の経験や高度な専門性を要することから、人材の確保や人事異動ローテーションの検討等将来的な人材育成

ビジョンのもと必要な職種や人員の確保に今後も努めるとともに、職員の資質向上のための研修を計画・継続的に実施する必要がある。また、専門性の強化には、医療、児童福祉、心理、警察、司法等の幅広い分野の専門家との連携も重要である。

加えて、児童相談所は、子どもの保護と同時に、親の心理面の支援者としての機能を果たすことが求められており、虐待に至ったケースであっても、いつでも相談したくなるようなカウンセリングマインドを持った相談対応者を育成していくことが望まれる。

## 5 おわりに

本事例は、措置解除の判断の難しさや家庭復帰後の見守りの重要性を改めて考えさせられる事例であった。

実母が再婚し施設に預けていた子どもたちを引き取るという、一見好ましいケースに見えるが、ステップファミリーや低年齢での育児放棄のリスクはかなり高いと言われており、実母と子どもたちの関係のみならず、継父と子どもたちの関係や実母と継父の関係など、クリアすべき課題を一つ一つ解決する時間と労力が必要だったのではないだろうか。

今回の検証を終え、審査部会では、特に「家庭復帰アセスメント」と「文書による情報提供」に課題があったのではないかと考えている。本児たちの家庭復帰に関し、中央児相は、実母が再婚して精神的にも経済的にも安定したこと、外出や外泊で家族関係が築かれたこと、長期外泊中の福岡市児相による家庭訪問調査の結果も良好であったことから、措置解除を行っている。しかしながら、結果として事件の発生に至ったことの反省を踏まえると、より敏感に、より慎重な家庭復帰に向けてのアセスメントを行う必要があったのではないかと思われる。そして、このことが福岡市児相に対して、文書による情報提供が行われなかつたという結果に繋がつた一つの要因だったのかもしれない。

児童相談所は児童虐待対応の中核的・専門的機関であり、一つ一つの判断が重大な結果に繋がることを再認識するとともに、必要な職種・人員の確保や職員の資質向上を図るなど、対応体制の強化に努める必要がある。

また、虐待は様々な要因が複合的に絡み合い発生するものであり、児童相談所の対応にも限界があることを踏まえ、市町村をはじめ、保育所、学校、医療機関等の関係機関との相互の連携に向けた更なる取組が求められる。

最後に、現在も意識不明の状態が続いている本児の一刻も早い回復を願うとともに、今後は、この検証結果が広く周知され、痛ましい事件が再び発生することなく、未然に防止されることを検証委員一同深く願うものである。

## ○ 検証組織の委員名簿

【熊本県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会】

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 等	備 考
○ 一 門 恵 子	九州ルーテル学院大学教授（心理学）	部会長
上 村 宏 渕	熊本県養護協議会会长（龍山学苑施設長）	審議会委員
国 宗 直 子	弁護士（菜の花法律事務所）	
服 部 陵 子	精神科医（はっとり心療クリニック）	
間 部 裕 代	熊本大学医学部助教（発達小児科）	
宮 里 六 郎	熊本学園大学教授（保育学）	審議会委員

## ○ 検証組織の開催経過

- ・ 平成 22 年 5 月 31 日 第 1 回審査部会
  - ・ 趣旨説明
  - ・ 事例概要等の報告
  - ・ 問題点、課題の提示
- ・〃 7 月 15 日 第 2 回審査部会
  - ・ 第 1 回審査部会終了後の新たな事実の報告
  - ・ 問題点、課題の検討
- ・〃 8 月 25 日 第 3 回審査部会
  - ・ 報告書（案）の検討

## ○ 参考資料

### 熊本県社会福祉審議会運営要領

#### (趣旨)

第1 熊本県社会福祉審議会条例（平成12年熊本県条例第12号）第1条の規定により設置された熊本県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関する必要な事項は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、熊本県社会福祉審議会条例その他の関係法令によるもののほか、この要領の定めるところによる。

#### (専門分科会)

第2 審議会に次の専門分科会を置く。ただし、必要に応じ臨時に専門分科会を置くことができる。

- (1) 民生委員審査専門分科会
- (2) 児童福祉専門分科会
- (3) 高齢者福祉専門分科会
- (4) 身体障害者福祉専門分科会

2 各専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

#### (部会)

第3 児童福祉専門分科会に児童の措置等に関する事項の審議及び児童虐待による死亡事例等の検証等を行うため審査部会を置く。

- 2 高齢者福祉専門分科会に熊本県高齢者保健福祉計画・熊本県介護保険事業支援計画の推進、見直し等高齢者の福祉、保健及び介護に関する事項を審議するため保健福祉推進部会を置く。
- 3 身体障害者福祉専門分科会に身体障害者の障害程度の審査等に関する事項を審議するため審査部会を置く。
- 4 部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

#### (部会の委員)

第4 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 部会にその部会に属する委員及び臨時委員の互選による部会長を置く。
- 3 部会長は、部会の会務を総理する。
- 4 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

#### (会議)

第5 審議会及び専門分科会並びに部会は、必要に応じ開催する。

- 2 専門分科会及び部会は、その専門分科会又は部会の長が招集し、議長となる。
- 3 部会長は、部会を招集するいとまがないと認めるときは、持ち回り審議をもって部会の審議にかえることができる。
- 4 専門分科会及び部会は、その専門分科会又は部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 専門分科会及び部会の議事は、出席した委員及び臨時委員（第3項の規定による場合は、その部会に属する委員及び臨時委員）の過半数をもって決し、可否同数のときは、

その専門分科会又は部会の長の決するところによる。

- 6 審議会の会議は、原則公開とし、傍聴要領は別に定める。ただし、公開の会議中及び個々の会議において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、委員長は、会議を非公開とすることができます。
- 7 審議会の会議の公開に付随する事項については、委員長の決するところによる。
- 8 各専門分科会及び部会の公開・非公開及びそれに付随する事項については、それぞれの専門分科会又は部会において決するものとする。

(報告)

- 第6 委員長は審議会の決議事項を知事に報告（答申）しなければならない。
- 2 専門分科会長は、専門分科会の決議事項を委員長に報告しなければならない。
- 3 部会長は、部会の決議事項をその属する専門分科会の長及び委員長に報告しなければならない。

(事務)

- 第7 審議会及び民生委員審査専門分科会に係る事務は、健康福祉政策課で行うものとする。
- 2 児童福祉専門分科会に係る事務は、少子化対策課で行うものとする。
- 3 高齢者福祉専門分科会に係る事務は、高齢者支援総室で行うものとする。
- 4 障害者福祉専門分科会に係る事務は、障害者支援総室で行うものとする。

(その他)

- 第8 この要領に定めるもののほか、各専門分科会及び部会の運営に関し必要な事項は、それぞれの専門分科会又は部会において別に定める。

附 則

この要領は、昭和63年1月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年2月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年2月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。